## 水際強化措置に係る指定国・地域一覧 令和3年11月26日時点

## 1 11月26日付けの追加指定(11月27日午前0時以降適用開始)

## 検疫所の宿泊施設での待機期間の変更

待機なし→10日間待機

:エスワティニ、ジンバブエ、ナミビア、ボツワナ、南アフリカ共和国

レソト

## 2 水際強化措置に係る指定国・地域一覧(11月27日午前0時以降適用開始)

- (1)検疫所の宿泊施設での10日間待機(退所後、入国後14日目まで自宅等待機)措置の対象国・地域(6か国) エスワティニ、ジンバブエ、ナミビア、ボツワナ、南アフリカ共和国、レソト
- (2)検疫所の宿泊施設での6日間待機(退所後、入国後14日目まで自宅等待機)措置の対象国・地域 (3か国) トリニダード・トバゴ、ベネズエラ、ペルー
- (3)検疫所の宿泊施設での3日間待機(退所後、入国後14日目まで自宅等待機)措置の対象国・地域(19か国・地域) アルゼンチン、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エクアドル、ケニア、コスタリカ、コロンビア、スリナム、ドミニカ共和国、 トルコ、ネパール、ハイチ、パキスタン、フィリピン、ブラジル、モロッコ、モンゴル、ロシア(沿海地方、モスクワ市)